

平成 16 年 10 月 27 日
財 務 省

日英租税条約の改正交渉の開始について

1. 日本国政府は、英国政府との間で、日英租税条約の改正交渉を開始することになりました。
2. 第 1 回の正式交渉は、来たる 11 月 8 日（月）より東京において行うこととしております。
3. 今回の改正は、1970 年に発効した租税条約（1980 年一部改正）の改正になります。

【参考】

正式名称：所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルラン
ド連合王国との間の条約

署名： 1969 年（昭和 44 年）2 月 10 日

発効： 1970 年（昭和 45 年）12 月 25 日

（一部改正）

署名： 1980 年（昭和 55 年）2 月 14 日

発効： 1980 年（昭和 55 年）10 月 31 日

連絡・問い合わせ先：主税局国際租税課
TEL：03-3581-4111（ex 2453、5335）